

○福島地方水道用水供給企業団議会傍聴規則

〔昭和61年8月8日
議会告示第1号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付等)

第2条 会議を傍聴しようとするときは、係員に住所氏名を申し出、傍聴券の交付を受け入場しなければならない。

2 議長は、必要に応じ、適宜傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴券は、退場のときこれを係員に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 旗、のぼり、プラカードの類を持っている者

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子の類を着用しないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たものは、この限りでない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。